

議案第 1 2 号

羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部  
を改正する条例

羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成 5 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、法の例によるもののほか、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1） 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。</u></p> <p><u>（2） 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。</u></p> <p><u>（3） 資源物 再利用を目的として市が行う廃棄物の収集において、分別して収集するものをいう。</u></p> <p>（住民の責務）</p> <p>第 4 条 住民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めな</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例によるもののほか、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1） 家庭廃棄物とは、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。</u></p> <p><u>（2） 事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。</u></p> <p><u>（3） 資源物とは、再利用を目的として市が行う廃棄物の収集において、分別して収集するものをいう。</u></p> <p>（住民の責務）</p> <p>第 4 条 住民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努め</p>

ればならない。

2 (略)

3 住民は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 法第5条の7の規定により、羽生市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を調査し、及び審議する。

3～5 (略)

(廃棄物減量等推進員)

第7条 (略)

2 推進員は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量等のための市の施策への協力や地域のリサイクル活動の推進等の活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

(事業者の減量義務)

第10条 (略)

2 (略)

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生

なければならない。

2 (略)

3 住民は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 法第5条の2の規定に基づき、羽生市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ一般廃棄物の減量及び再利用の促進等を調査、審議する。

3～5 (略)

(廃棄物減量等推進員)

第7条 (略)

2 推進員は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量のための市の施策への協力や地域のリサイクル活動の推進等の活動を行う。

3 前各項に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、規則で定める。

(事業者の減量義務)

第10条 (略)

2 (略)

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。）及び再生品

品を利用するよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第11条 市長は、廃棄物の減量及び適正処理並びに再利用の推進に関し必要と認めるときは、住民及び事業者に対し指導又は助言を行うことができる。

(事業系一般廃棄物の処理)

第17条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第18条 市は、法第6条第1項の規定により、一般廃棄物の排出抑制のための方策等一般廃棄物の処理に関する計画を定め、これを告示するものとする。

(改善勧告)

第22条 市長は、占有者が第19条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し期限を定めて必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集の拒否)

第23条 市長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

(処理手数料)

第24条 (略)

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

品を利用するよう努めなければならない。

(指導、助言)

第11条 市長は、廃棄物の減量及び適正処理並びに再利用の推進に関し、必要と認めるときは住民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(事業系一般廃棄物の処理)

第17条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬、若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第18条 市は、法第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の排出抑制のための方策等、一般廃棄物の処理に関する計画を定め、これを告示するものとする。

(改善勧告)

第22条 市長は、占有者が第19条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集の拒否)

第23条 市長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

(処理手数料)

第24条 (略)

2 (略)

3 前各項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業の許可)

第25条 (略)

2 法第7条第6項の規定により、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 前2項の許可の有効期限は、2年とする。

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第26条 市長は、前条第1項又は第2項の許可の申請が法第7条第5項又は第10項に規定する許可基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(変更の許可等)

第27条 (略)

2 許可業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は住所その他の事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内にその旨を市長に届けなければならない。

(許可の取消し等)

第28条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法その他の関係法令又はこの条例の規定に違反したとき。

(2) ・ (3) (略)

(浄化槽清掃業の許可)

第29条 (略)

2 前項の許可の有効期限は、2年とする。

(許可申請等手数料)

第31条 第25条第1項若しくは第2項若しくは第29条第1項の規定

(一般廃棄物処理業の許可)

第25条 (略)

2 法第7条第4項の規定により、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 前各項の許可の有効期限は2年とする。

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第26条 市長は、前条第1項又は第2項の許可の申請が法第7条第3項又は第6項に規定する許可基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(変更の許可等)

第27条 (略)

2 許可業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他の事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内にその旨を市長に届けなければならない。

(許可の取消し等)

第28条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときはその許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法その他の関係法令、又はこの条例の規定に違反したとき。

(2) ・ (3) (略)

(浄化槽清掃業の許可)

第29条 (略)

2 前項の許可の有効期限は2年とする。

(許可申請等手数料)

第31条 第25条第1項又は第2項及び第29条第1項の規定による業

による業の許可を受けようとする者又は当該許可証の再交付を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(産業廃棄物の処理)

第32条 法第11条第2項の規定により、市が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量とし、市長が必要の都度指定するものとする。

(技術管理者の資格)

第35条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

の許可又は、当該許可証の再交付を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(産業廃棄物の処理)

第32条 法第10条第2項の規定により、市が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量とし、市長が必要のつど指定するものとする。

第35条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) ~ (11) (略)

(報告の徴収)

第36条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し必要な報告を求めることができる。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第24条関係)

種別	取扱区分	手数料	備考
し尿 家庭	一般普通 便槽	1世帯につき 月額350円 1人につき 月額250円	(1) くみ取りは、計画に基づき月1回を原則とする。
	無臭 便槽	1世帯につき 月額550円 1人につき 月額250円	(2) 普通便槽におけるくみ取りが月2回以上となる場合は、 <u>2回目以降</u> その都度400円とする。 (3) 人头割額は、原則として住民基本台帳の世帯人員に基づき計算する。 (4) 2

(8) ~ (11) (略)

(報告の徴収)

第36条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

別表第1 (第24条第1項関係)

種別	取扱区分	手数料	備考
し尿 家庭	一般普通 便槽	1世帯につき 月額350円 1人につき 月額250円	(1) くみ取りは、計画に基づき月1回を原則とする。
	無臭 便槽	1世帯につき 月額550円 1人につき 月額250円	(2) 普通便槽におけるくみ取りが、 <u>月2回以上</u> となる場合は2回目以降その都度400円とする。 (3) 人头割額は、原則として住民基本台帳の世帯人員に基づき計算する。 (4) 2

			箇所以上の便槽がある家庭については、 <u>基本料金</u> に1箇所増すごとに150円を加算する。				箇所以上の便槽がある家庭については <u>基本料金</u> に1箇所増すごとに150円を加算する。
	多人数の出入りする事業所等	(略)			多人数の出入りする事業所等	(略)	
し尿以外の一般廃棄物	(略)	(略)			し尿以外の一般廃棄物	(略)	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明